

## 高山市コンベンション開催支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 高山市は、国際会議等の開催による交流人口の拡大、学術文化の振興及び地域経済の活性化を図るため、高山市内で開催される国際会議等の主催者(以下「主催者」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、高山市補助金交付規則(昭和34年高山市規則第5号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象等)

第2条 補助金の交付の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとし、補助金の額等は、別表のとおりとする。

#### (1) 学会

学術研究団体が主体となり、当該団体の構成員等を対象として開催する発表及び討論を行うための集会その他これに準ずるもの

#### (2) 大会、会議

団体の構成員等が特定の課題に対して意見の発表及び討論を行うための集会、セミナーその他これに準ずるもの

#### (3) 研修会

団体の構成員等が職務上必要とされる知識及び技能を高めるために行う学習会、実習会その他これに準ずるもの

#### (4) スポーツ大会

団体の構成員等が特定の技術の向上・発展のために行う競技会その他これに準ずるもので、会期が2日以上のもの

#### (5) その他

市長が特別に必要と認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としないものとする。

#### (1) 政治的及び宗教的活動を目的とするもの

#### (2) 営利を目的とするもの

#### (3) 国又は地方公共団体が主催するもの(共催等により国又は他の地方公共団体が金銭を拠出するものを含む。)

#### (4) 目的等が公序良俗に反するもの

#### (5) その他市長が適当でないと判断するもの

3 前項第3号の規定にかかわらず、国又は他の地方公共団体から共催等の助成を受けて開催する国際会議等のうち、市長が特別に必要と認めるものについては、補助金の交付の対象とすることが

できる。

(補助金の交付申請)

第3条 主催者は、補助金の交付を受けようとするときは、高山市コンベンション開催支援補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 歳入歳出予算書

(補助金の交付決定等)

第4条 市長は、補助金の交付申請があったときは、申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと決定したときは、速やかにその内容及び条件を付したときはその条件を主催者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第5条 補助金は、事業の実施後、事業実績等を確認した後に交付するものとする。

(実績報告等)

第6条 主催者は、事業終了後30日を経過した日又は3月末日のいずれか早い日までに、高山市コンベンション開催支援補助金実績報告書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 歳入歳出決算書

(平24.3.28・一部改正)

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成12年3月31日決裁)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月26日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成22年9月30日決裁)

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式については、この要綱による改正後の規定にかかわらず、平成23年3月31日まで使用することができる。

附 則(平成24年3月28日決裁)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月29日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、従前の規定による帳票でその用紙の残存するものについては、その残存分に限り、修正して使用することができる。

附 則(平成25年3月29日決裁)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(平24.3.28・平25.3.29一部改正)

| 区分   | 補助対象   | 補助金額   | 限度額     |
|------|--|--|---------|
| 国際大会 | 高山市内で開催される会議等で、その参加者が50人以上であるもの又は市長が特に必要と認めるもの | 国内からの参加者数を10で除した数(小数点以下の端数は切り捨て)に10,000円を乗じて得た金額と国外からの参加者数に1人当たり10,000円を乗じた金額との合計額とする。<br>ただし、この補助金のほかに高山市から当該会議等に負担金、補助金又は交付金の支払いを受ける場合は、その額を | 2,000千円 |

|      |  |  |         |
|------|--|--|---------|
|      |  | 控除した額とする。  |         |
| 国内大会 | 高山市内で開催される会議等で、その参加者が50人以上であるもの又は市長が特に必要と認めるもの | 参加者数を10で除した数(小数点以下の端数は切り捨て)に10,000円を乗じて得た金額とする。<br>ただし、この補助金のほかに高山市から当該会議等に負担金、補助金又は交付金の支払いを受ける場合は、その額を控除した額とする。 | 1,000千円 |

#### 備考

##### (1)国際大会

複数の外国人（在住地は問わない。）の参加があるものであって、その目的・内容等が国際的なものであることを基本とする。

##### (2)国内大会

以下のいずれかに該当するものであることを基本とする。ただし、スポーツ大会は②又は③のいずれかに該当するものとする。

- ①会期が2日以上の日程のものであること。
- ②県外参加者の割合が全体の3分の1以上のものであること。
- ③ブロック（東海・中部等）大会以上の規模のものであること。

##### (3)参加者数

- ①参加者数の判断にあたっての基準（国際大会50人、国内大会50人）は飛騨地方（高山市、飛騨市、下呂市及び大野郡白川村）以外からの参加者数をもって判断するものとする。
- ②「国外からの参加者数」は、当該コンベンションに参加するために来日（来高）した外国人であって、相当期間国内に在住する者は、補助金額の算定にあたっては「国内からの参加者」として算定するものとする。
- ③スポーツ大会については、参加する選手数をもって判断するものとする。

別記様式第1号(第3条関係)

(平22.9.30・平24.6.29・一部改正)

年 月 日

(あて先)高山市長

住所

主催者名

代表者名

印

### 高山市コンベンション開催支援補助金交付申請書

高山市コンベンション開催支援補助金の交付を受けたいので、高山市コンベンション開催支援補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請にあたり、私は暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

### 記

1 補助金交付申請額

2 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 歳入歳出予算書

別記様式第2号(第6条関係)

(平22.9.30・一部改正)

年 月 日

(あて先)高山市長

住所

主催者名

代表者名

印

### 高山市コンベンション開催支援補助金実績報告書

高山市コンベンション開催支援補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

#### 記

#### 1 補助金交付額

#### 2 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 歳入歳出決算書